

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

夫の母親の看病や昭和37年11月の結婚準備が重なり、国民年金保険料を納付することを忘れていた時期があったが、市の職員が自宅に集金に来たため、保険料を3,800円と2万円に分けて納付した。その後、国民年金保険料の納付を催促する通知がきたが、その時は領収書を持っており、その旨電話で話すとそれきり催促は無くなったので安心していった。申立期間の保険料は納付したはずなので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月に払い出されており、国民年金制度開始当初の同年4月から保険料を納付していることから、国民年金に対する意識は高かったと言える。

また、申立人は、その夫の母親の看病等で忙しく、国民年金保険料を納付するのを忘れていた時期があったが、昭和46年に家を新築する前に、自宅へ集金に来た市の職員から説明を受け、納め忘れていた保険料をまとめて納付し、領収書を受け取ったと述べており、当該時期は、第一回特例納付制度の実施期間である上、申立人が納付したとする保険料は、当時の金額とほぼ一致する。

さらに、申立人が居住する市では、当時、市の職員が特例納付を勧奨し、希望者に対して納付書を作成していたことが確認できることから、申立人の主張は自然である。

加えて、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳を見ると、当初、その性別が誤って記載されており、行政側の記録管理に過誤がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

60歳になる直前に、市役所の通知で1か月間納付記録が抜けていることを知ったが、納め忘れは無いと思っていたので、領収書を市役所に持って行き、記録を訂正してもらった。その時、これで未納は無いことを確認し、安心したので領収書を失くしてしまった。

これまで、厚生年金保険と重複して国民年金保険料を納付しているぐらいなので、申立期間の保険料を納め忘れるはずはないと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職すると、国民年金の加入手続を行っていたと述べており、申立期間以外の厚生年金保険加入期間に挟まれた短期間についても国民年金に任意加入していることから、申立期間当時、退職したため国民年金の加入手続を行ったとの主張は自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間中に未納は無く、国民年金制度開始当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、保険料の納付に遅れもみられず、氏名変更や住所変更の手続も適切に行っていたことがうかがえることから、申立人の納付意識は高かったと言える。

さらに、申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料は当初未納とされていたが、申立人が所持していた領収書により、平成13年5月に訂正されており、申立人の年金記録の管理に行政側の過誤があった可能性もある。

一方、申立期間当時、市では3か月ごとの納付が行われており、申立人が申立期間すべての国民年金保険料を納付したことはうかがえるものの、このうち昭和60年3月については、申立人が厚生年金保険に加入し

ていた期間であるため、記録を訂正できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から47年2月まで
② 昭和48年4月及び同年5月

私は、地域の説明会で、サラリーマンの妻も国民年金に加入したほうが有利と言われ、市役所で会社を退職した時までさかのぼって納付が必要と言われたので、現年度分と過年度分の保険料をまとめて納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、納付金額、納付場所等に係る主張が変遷しており、記憶があいまいである。

また、申立人は、昭和47年ごろ国民年金に加入したと述べているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は同年4月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳は同年3月7日に発行されている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかたがえないうえ、このころ加入手続を行ったと考えられるが、申立期間①については、申立人の夫は厚生年金保険に加入しているため、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、制度上さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することができず、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳でも、国民年金被保険者資格の取得日は昭和47年3月6日とされており、申立期間①は未加入期間となっている上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

2 申立期間②について、申立人は、昭和47年3月に国民年金に任意加

入して以降、当該期間を除き未納は無く、申立人が、申立期間②のみ国民年金保険料を納付しなかった合理的理由も見当たらない。

また、申立期間②は2か月と短期間であり、申立人が当時居住していた市では、市の金銭出納員が2か月ごとに国民年金保険料を収納しており、当該期間に係る領収書は保存されていないものの、その前後の保険料の納付に遅れは無い上、年度当初である申立期間②の保険料を市の金銭出納員が徴収しないままにしたとは考え難いことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

静岡厚生年金 事案 714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年5月1日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和55年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から同年7月31日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。保管していた給与明細書を確認したところ、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及びA事業所の回答により、申立人は、申立期間のうち昭和55年5月1日から同年6月1日までの期間において同事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、

その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 55 年 5 月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間については、申立人が提出した給与明細書により、当該事業所に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 715

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は昭和20年9月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和18年12月から19年10月までは30円、同年11月から20年1月までは70円、同年2月から同年8月までは110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月31日から20年9月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和17年6月から18年11月までの加入記録は見つかったが、それ以降の記録は無いとの回答を得た。17年4月にA事業所に就職し、1年後ぐらいにB事業所に在籍出向し、終戦時まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に入社後、昭和20年8月の終戦時までの勤務状況について詳細に記憶しており、申立人が主張する当時の作業内容及び事業所近辺の爆撃被害の様子は、文献における19年及び20年当時の記述と一致している。

また、申立人は、A事業所の寮に居住しており、当該事業所の元同僚と撮った写真、当該事業所の見取図及び通勤経路図を提出しており、その内容は具体的な上、当時の地理と一致している。

さらに、A事業所の元同僚は、「申立人及び申立人が挙げた元同僚と一緒に勤務した記憶がある。」と証言している。

これらの事情から判断すると、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が管理するA事業所の労働者年金保険被保険者名簿

及び社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳の記録から、申立人の資格喪失日は、昭和 18 年 12 月 31 日と記入されており、併せて 19 年 11 月及び 20 年 2 月における標準報酬等級の記録が取り消されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、昭和 20 年 9 月 10 日まで厚生年金保険の加入期間が確認できる元同僚の当該被保険者台帳の記録において、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A事業所の寮で同室だった元同僚と、終戦後に一緒に帰郷した。」と述べており、労働者年金保険被保険者名簿の記録から、当該同僚の資格喪失日は昭和 20 年 9 月 10 日であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 9 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者台帳に記入されていた記録から、昭和 18 年 12 月から 19 年 10 月までは 30 円、同年 11 月から 20 年 1 月までは 70 円、同年 2 月から同年 8 月までは 110 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月20日から25年1月25日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和25年1月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件は、申立人の脱退手当金が支給されたと記録のある被保険者期間は44月であり、かつ、申立人は死亡者ではないことから、「被保険者期間6月以上20年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため被保険者資格を喪失したとき」と考えられる。しかし、申立人は、「退職理由は自己都合で婚姻や出産ではない。」と主張しており、戸籍謄本からも昭和30年まで婚姻及び分娩の記録は確認できないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を昭和60年8月及び同年9月は30万円、同年10月から61年9月までは32万円、同年10月から62年9月までは34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月1日から62年10月31日まで

私がA事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって6万8,000円に引き下げられているが、当時30万円以上の給料を得ていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、昭和60年8月及び同年9月は30万円、同年10月から61年9月までは32万円、同年10月から62年9月までは34万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(昭和62年11月23日)の後の63年2月5日付けで、60年8月から62年9月までの標準報酬月額が6万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人が、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、申立期間において、雇用保険被保険者の記録が確認できる。

さらに、申立期間当時のA事業所の代表取締役専務及び複数の被保険者は、「申立人はコンピューターのメンテナンスの仕事をしており、社会保険事務には従事していなかった。」と証言している上、社会保険庁の記録から、申立人は、標準報酬月額の減額訂正が行われた昭和63年2月5日には、別の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人は標準報酬月額の訂正処理には関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正

処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、昭和 60 年 8 月及び同年 9 月は 30 万円、同年 10 月から 61 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 62 年 9 月までは 34 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月
国民年金保険料は必ず納付してきたはずであり、申立期間が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年11月ごろに払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこととはうかがえないことから、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、この時点で、申立人が厚生年金保険から脱退した59年8月29日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は、当初、未加入とされていた。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、「初めて被保険者となった日」が昭和59年8月29日から同年*月*日に訂正されているが、この訂正が行われたのは、社会保険庁のオンライン記録により、63年5月13日であることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効のため、保険料は納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人は、「未納は無いはず。」と述べるものの、国民年金保険料の納付についての明確な記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年4月までの期間、61年5月、同年6月、62年4月から同年6月までの期間、62年9月から63年1月までの期間、63年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年4月まで
② 昭和61年5月及び同年6月
③ 昭和62年4月から同年6月まで
④ 昭和62年9月から63年1月まで
⑤ 昭和63年11月及び同年12月

私は、申立期間①について、昭和57年2月ごろ、転居先の自治会役員と名乗る男性に過去の未納分を払うように言われ、納めなければ将来年金をもらえなくても文句を言わないと一筆書くよう要求されたため、手持ちのお金で2万数千円を支払った。1か月ぐらい後に同役員が2度目の集金に来たので、母親に10万円ほどを借りて納めた。その時に年金手帳が領収書の代わりになると言われたので領収書は受け取らなかった。

また、申立期間②から⑤までについては、いつも未納があると市から催促を受けていたので、必ず納付していたはずであり、昭和63年12月に飲食店を開店した時に金融機関から、融資を受ける際には公共料金等に未納があると不利になると聞いたが、融資を受けていることから、保険料に未納は無いはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和56年12月ごろに転居し、その後、57年2月ごろに自治会役員が保険料徴収に来訪したと述べているほか、転入の届出をしたのは同年5月ごろであると思うとしている。しかし、その一方で申立人は、転居した時期を申立人の息子と娘が、それぞれ中学3年生及び中学1年生の時であると記憶しており、これは、57年4月から58年3月までの期間に該当することから、56年12月に転居したとするのは不自然である。

また、転居後の市では、転入届の提出が無い場合、被保険者からの申出が無い限りは、国民年金の加入状況や納付状況を把握できなかったと考えられ（転居前の住所が不明であり、その市町村へ照会できないため）、昭和57年2月時点で、市が申立人の未納保険料の徴収を自治会役員に委託することは考えられない。

さらに、申立人が記憶しているとおりに、転入の届出は昭和57年5月に行われていることが、戸籍の附票によって確認できるが、その時点で申立期間①の保険料は過年度保険料となり、自治会を通じての納付はできなかったほか、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び転居後の市の国民年金被保険者名簿には、申立人が56年1月31日に被保険者資格を喪失した記録が残されており、申立人が所持する年金手帳にも同様の資格記録の記載があることから、申立期間①は未加入期間であったことがうかがわれる。

- 2 申立期間②から⑤までの期間について、申立人は、納付場所、納付方法等の記憶があいまいであり、当該期間は納付したはずと述べるにとどまり、保険料を納付したことがうかがえる関連資料（家計簿、日記、預金通帳等）は無い。

また、申立人は昭和61年3月に国民年金に再加入した後、申立期間②から⑤までを含む63年12月までの間において、保険料納付済期間は9か月のみであり、当該期間中に申請免除期間（9か月）がみられること、及び申立てが多数回に及ぶことを踏まえると、納付状況から申立期間②から⑤までの保険料納付があったことをうかがうことはできない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年9月まで

私は、昭和41年11月ごろ、市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は1年に1回、市役所で納付していたが、42年11月に結婚してからは、妻が私たち夫婦の保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年11月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、このころ申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえない。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で昭和43年10月21日に払い出されていることから、このころ加入手続を行ったと推測されるが、申立人及びその妻の国民年金手帳（昭和43年10月26日発行）には、申立期間について、保険料納付を示す検認印は押されていない上、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の当該記号番号は取り消されていることが確認できる。

さらに、申立人の妻について、昭和43年4月以降の国民年金保険料は納付済みであるが、1冊目の国民年金手帳（昭和43年10月26日発行）は昭和46年度まで使用できたにもかかわらず、申立人の妻に対し、2冊目の国民年金手帳（昭和44年5月7日発行）が交付されている上、44年5月7日に43年4月から44年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、その後、44年度保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の妻は、国民年金手帳の再交付を契機に保険料の納付を開始したと考えられる。

しかしながら、申立人には、国民年金手帳が再交付されておらず、その妻に2冊目の国民年金手帳が交付された時点では申立人の国民年金手帳記号番号は取り消されていた可能性があり、申立期間は未加入期間であると考えられ、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も乏しい。

加えて、申立人が居住する市の記録でも、申立人の妻の年金記録は確認できるものの、申立人に係る年金記録が確認できない上、申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から6年11月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成5年2月から6年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

さらに、申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料納付記録を訂正する必要は無い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から8年3月まで

平成7年8月ごろ、国民健康保険に加入するため市役所へ行った際、職員から「国民年金にも加入してもらおう。2年分の国民年金保険料を納付しなければ加入できないが、1年分の保険料を納付すれば何とかなるかもしれない」と言われ、国民年金の加入手続と免除申請を行った。すぐに知人から借金して、1年分の保険料をまとめて市役所で納付し、残り1年分の保険料は免除してもらった。

また、加入手続を行った平成7年8月分からは、毎月銀行で保険料を納付していたので、申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年8月ごろに1年分の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、この時点では、申立期間のうち、5年2月から同年6月までの保険料は時効により納付できない上、同年7月から7年3月までは過年度保険料となるが、当時、市では過年度保険料を取り扱うことはなく、社会保険事務所へ行くように指導していたことから、市役所で納付したとする申立人の主張と相違する。

また、申立人は、まとめて1年分納付したとする国民年金保険料額及び平成7年8月以降に毎月銀行で納付したとする保険料額は月額1万3,300円と記憶しているが、この金額は、平成10年度以降の保険料額と一致し、申立期間当時の保険料額とは相違する。

さらに、申立人の国民健康保険の加入手続日は平成7年8月25日となっており、そのちょうど1年前の6年8月25日付けで同健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人がさかのぼって納付したのは国民健康保険税だった可能性も考えられる。

加えて、申立人は、平成7年8月ごろに国民年金の加入手続を行った際、1年分の国民年金保険料を免除してもらったと述べているが、この時点で、同年3月以前の保険料は過年度保険料であるため、さかのぼって申請免除されたとは考え難く、申立人は、加入手続を行った平成7年度の現年度保険料を申請免除され、8年度から保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が平成5年2月から6年11月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が平成5年2月から6年11月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

さらに、申立人の平成6年12月から7年3月までについては、社会保険庁の記録では、国民年金保険料が納付済みとなっており、納付記録に問題は無い。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、44年1月から同年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び平成元年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和53年4月から54年3月まで
⑤ 平成元年10月

私は、国民年金に加入してからずっと、納付すべきものは納付しなくてはいけないと思い、国民年金保険料を納めてきたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④について、申立人は、その夫と共に国民年金保険料を納付していたと述べているとおり、昭和36年2月に申立人及びその夫は夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている上、納付状況が一致することから、夫婦一緒に保険料を納付していたと推測されるが、当該期間は申立人及びその夫共に未納となっている。

また、申立人が申立期間当時居住していた区の年度別整理納付状況リスト及び社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間①から④は未納とされており、記録に齟齬は無い。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間③直前の昭和45年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付しており、当時、保険料の納付に遅れがあったことがうかがえる。

2 申立期間⑤について、申立人は、満60歳に到達したことにより当該月から任意加入対象者となるが、このころ高齡任意加入の手続を行った記憶は無

いと述べており、申立人が高齢任意加入被保険者資格を取得した形跡も見当たらないことから、未加入であったと考えられる。

また、申立人は満60歳に到達する前に受給要件を満たしていたことから、申立期間に高齢任意加入する必要性は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間は5回と多数にわたり、何度も申立人に係る年金記録の管理に行政側の過誤があったとも考え難い。

また、申立人は、国民年金保険料をどのように納付したのかなどの具体的な記憶が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）も無い。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から24年4月1日まで
(A事業所)
② 昭和24年12月6日から25年10月6日まで
(B事業所)
③ 昭和26年1月7日から同年9月1日まで
(B事業所)

申立期間①について、当初、A事業所における厚生年金保険の加入記録が無かったため、社会保険事務所に問い合わせをしたところ、厚生年金保険の加入記録の一部が見つかった。しかし、A事業所には、B事業所に入社する前日まで勤務していたので資格喪失日が誤っていると考える。

申立期間②及び③について、B事業所が解散するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が一部抜けているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人をA事業所に紹介した同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人はA事業所に約2年間勤務したと主張しているが、上述の同僚は、「申立人がA事業所に具体的にいつからいつまで勤務したのかは覚えていない。長くても1年くらいの勤務期間だったと思う。」と述べており、このほかに、申立期間中に当該事業所で厚生年金保険の加入期間が確認できる同僚とは連絡が取れず、申立人の勤務状況を確認できる証言を得ることはできなかった。

また、A事業所の事業主は既に死亡しており、後継事業所であるC事業所

の総務担当者は、「A事業所の人事記録、賃金台帳等の保存は無く、当時の事務担当者も分からない。」と回答しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認することができなかった。

申立期間②及び③について、申立人は、それぞれの申立期間前後を通じ、D事業所の建物に入っていたEの関連事業所に一貫して勤務していたため、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことはおかしいと申立てている。

しかし、Eの従業員の記録を管理しているF事務所が提出した申立人の厚生年金保険資格確認票の記録によると、申立人は、昭和24年4月1日にG事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月8日に被保険者資格を喪失した後、25年10月6日にH事業所において被保険者資格を取得し、26年1月7日に被保険者資格を喪失している旨の記載があり、社会保険事務所の記録と完全には一致しないものの、申立期間②及び③に係る厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を覚えていないため、G事業所及びH事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者に、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況等について聴取したが、申立てに係る事実を確認できる証言を得ることはできなかった。

さらに、D事業所の建物に入っていたEの関連事業所の従業員に係る記録は、G事業所及びH事業所のほかに、I事業所、J事業所及びK社会保険事務所が管轄するEの関連事業所にも管理されていることから、これらすべての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
社会保険事務所の職員が訪問した際に、代表取締役をしていた A 事業所において、申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額されていることを知った。当初、届け出していた記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 事業所は、平成 7 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日後の同年 12 月 25 日付けで、申立人の同年 4 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額が、44 万円から 22 万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A 事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自らの標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与していない。弁護士か社会保険事務所の職員が勝手にやったのではないか。」と述べているが、一方で、申立人は、「A 事業所の社会保険事務は自身が行っており、社印も自身で管理していた。」とも述べており、申立人から破産手続に関する相談を受けていた弁護士及び破産管財人に選任された弁護士は、「申立人から社印を預かったことは無いし、社会保険事務所に減額訂正の届出を行ったこともない。」と証言している。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人は、A 事業所が適用事業所ではなくなった平成 7 年 10 月 31 日時点での当該事業所における唯一の被保険者である上、減額訂正処理が行われた日（平成 7 年 12 月 25 日）に申立人の健康保険被保険者証が返納されていることが確認でき、申立人が自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に被保険者期間であった事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び複数の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁の記録では、前述の写真に写っている同僚の中に厚生年金保険の被保険者記録を確認できない者が存在しており、A事業所ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が管理する事業所名簿から、A事業所は昭和22年8月1日に適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立期間のうち同年8月1日から同年9月1日までの期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが認められる。

さらに、複数の同僚からは、自分もA事業所における勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間に齟齬がみられるという証言を得たが、当該事業所における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできなかった。

加えて、現在では事業主及び社会保険事務担当者との連絡が取れないために証言を得ることはできず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において、被保険者資格を取得したすべての者を確認したが、申立人の氏名は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月 21 日から同年 12 月 1 日まで
A事業所では、昭和 58 年 9 月 5 日から 59 年 12 月 1 日まで勤務していたが、途中の同年 6 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格が喪失となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所が事業の拡大を目指して設立したB事業所の設立準備業務に携わり、B事業所が昭和 59 年 12 月 1 日に発足したことを機に、A事業所からB事業所に異動した。」と主張し、申立期間はA事業所で勤務していたとしているが、B事業所の商業登記簿謄本から、事業所設立の年月日は同年 5 月 17 日であることが確認でき、また、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和 59 年 6 月 20 日にA事業所を離職し、B事業所で同年 6 月 21 日に取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間においてB事業所で勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録によると、B事業所は、昭和 59 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できる。

また、A事業所に在籍し、B事業所の社会保険業務も担当していた元従業員は、「B事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前に、申立人の分だけ厚生年金保険料を給与から控除することはありえない。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 17 日から 45 年 7 月 25 日まで
昭和 40 年 12 月から A 事業所に勤務し 45 年に退職した。その間、勤務をしていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では厚生年金保険の年金記録が無い。

この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間について A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が記憶する同僚は、「A 事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていなかった。自分も当時は国民年金に加入し、保険料を納付していた。」と証言しており、社会保険庁が管理する当該同僚の国民年金の被保険者記録によれば、申立期間及び当該同僚が平成 2 年に役員となった時期以降においても、国民年金の被保険者として、保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとする A 事業所の所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、A 事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができない。

さらに、商業登記簿謄本から、A 事業所は平成 8 年に閉鎖しており、申立期間当時の役員の連絡先が判明しないことから、厚生年金保険料控除の状況について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。